

サクラソウ日記

自学ノート提出数累計
48冊(38人)6/15現在

(自分に自信と夢を~いまをだいに、なかまとともに、一歩前進をめざして~) 校長 宮脇真一

5月の連休明けから今月末まで、学校では、内科検診や歯科検診等、児童の体に関することについて学校医の先生方に一人一人診察をしていただいています。

検診の結果、治療や受診が必要な児童については、その都度検診結果のお知らせと受診勧奨の通知を渡しています。また、受診後は、医師からの通知書を提出していただいています。

本校を含め、大津町では特に歯科の治療についてその改善を図っているところです。児童が検診結果を持ち帰りましたら、早めに治療の計画・受診をお願いします。



懐かしい味！登場（給食導入50周年）
(2023/6/16撮影)

なかまづくり ~児童会も動き始めています~

年度初めにもお伝えしましたが、「こども*1基本法」が施行されました。この法律に基づく施策は6つの基本理念をもとに行われます。その4つめには次のように記されています。

すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからのため最もよいことが優先して考えられること

もちろん日本国憲法に定められた「公共の福祉」は大前提ですから、「こどもが主張すれば何でもOK」というわけではありません。事柄そのものが、独りよがりではなく「自他を尊重し、お互いが幸せになれる」かどうかを考えるきっかけにもなるものです。

大津小学校では、2月の児童会役員選挙の際、立候補者はそれぞれに「公約」を掲げ、その内容をわかりやすく、丁寧に他の児童に伝えています。現在、執行部の木戸さん、松野君、椎葉さん佐藤君の4人が、自身の公約に基づいた全校を巻き込む取組を相談にきています。私と児童会の担当者、提案者との間で、内容を精査しています。そして、「校長に相談すれば、すぐに実現」ということではなく、学校の中での大事な事柄を決定していく過程も私から説明しています。

現在相談を受けている内容は「なかまづくり」「互いを知る」ための素敵な企画です。選挙活動から一連の過程を経ての公約の実現、そして互いを尊重し合うなかまづくりに向けた取組を進めていきます。



児童会執行部からの提案・協議

*1「こども基本法」では「こども」の定義を「この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。」(第二条)としており、「年齢を限定するものではない」とされています。

互いを知る ~心のきずなを深める月間の取組~

今週、1年生と5年生の授業を参観する機会を得ました。「自分のこと」をていねいに伝え、それにことばを返していく1年生。自分たちのクラスをどんな方向に向けるのか語り合う5年生。新しいクラスになって2ヶ月あまり。様々な出来事も経験しながら、互いの思いを伝え・受け止めるなかまづくりに取り組んでいます。



1年生の授業から